

届書コード	処理区分	届書
2 6 7		

厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担 当 者

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
※「印欄」は記入しないでください。

①事業所整理記号	②被保険者整理番号	⑦年金手帳の基礎年金番号	①被保険者の氏名 <small>(フリガナ)</small> <small>(氏)</small>	⑦性別	③被保険者の生年月日 年 月 日
				男 1 女 2	明 1 大 3 昭 5 平 7
⑤養育する子の氏名 <small>(フリガナ)</small> <small>(氏)</small>		④養育する子の生年月日 平成 年 月 日		②の子について、 養育特例の申出を 行ったことがありますか。 ある・ない	
				⑧基準月に勤務していた事業所所在地 (船舶所有者住所) および事業所名称 (船舶所有者氏名) 事業所所在地 (船舶所有者住所) 事業所名称 (船舶所有者氏名)	
⑤養育開始年月日 平成 年 月 日		⑥養育特例開始年月日 平成 年 月 日		※⑦基準年月日 平成 年 月 日	
				※⑧基準月標準報酬月額 千円	
				送 信	
				備 考	

社会保険労務士の提出代行者印
印

平成 年 月 日に被保険者から申出を受理しましたので提出します。

平成 年 月 日 提出

〒 -

(事業主) 事業所所在地

事業所名称

事業主氏名 印

電話番号 () -

上記のとおり申出します。

日本年金機構理事長 あて
平成 年 月 日 提出

〒 -

(申出人) 住所

氏名 印

電話番号 () -

受付日付印

【大切なことが書いてありますので、お読みください。】

- この申出書は、養育期間標準報酬月額特例措置(以下「特例措置」といいます。)の適用を受けようとする期間に勤務していた事業所を退職していた場合には、直接、年金事務所にご提出ください。その場合、事業主欄の記載は必要ありません。
- 特例措置の申出は、勤務していた事業所または船舶(以下「事業所等」といいます。)に係る被保険者期間ごとに提出することになります。特例措置の適用を受けようとする期間において、勤務していた事業所等が2以上の場合、それぞれの事業所等に勤務していた被保険者期間ごとに、申出書をご提出ください。
- 特例措置が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となりますので、ご注意ください。
- この申出に基づく特例措置は、次のいずれかに該当したときに終了します。これらのうち、①に該当したときは、すみやかに「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届」をご提出ください。
 - この申出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
 - この申出に係る子が3歳に達したとき
 - 事業所を退職したときや船舶所有者に使用されなくなったときなど、厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとなったとき
 - この申出に係る子以外の子について特例措置の適用を受ける場合、この申出に係る子以外の子を養育することとなったとき
 - 保険料徴収の特例を受ける育児休業等を開始したとき
 - 保険料徴収の特例を受ける産前産後休業を開始したとき
- この申出に基づく特例措置が終了した後、**【記入の方法】4**に該当したことにより、再度、当該申出に係る子について、特例措置の適用を受ける場合には、改めて、特例措置の申出書をご提出ください。

【記入の方法】

- ③の年号は、該当する数字を○印で囲んでください。
生年月日は、たとえば、昭和60年11月7日の場合は、

明	1	年	月	日
大	3			
昭	⑤	6	0	1
平	7			1
				0
				7

のように記入してください。

- ④は、該当する項目を○印で囲んでください。
- ②は、子を養育することとなった月の前月(基準月といいます。なお、当該月に被保険者でなかった場合は、当該月前1年以内で被保険者であった月の直近の月)に勤務していた事業所所在地(船舶所有者住所)および事業所名称(船舶所有者氏名)を記入してください。なお、基準月に共済組合等または船員保険に加入していた場合は、備考欄に「共済(船員保険)加入中に養育開始」と記入してください。(共済組合等に加入していた場合は、⑤養育開始年月日が平成27年10月1日以降に限ります。)
- ⑥は、以下の条件に該当する場合、その年月日を記入してください。
 - 3歳未満の子を養育する者が新たに被保険者資格を取得した場合 資格取得年月日
 - 3歳未満の子を養育する被保険者が育児休業等を終了した場合 育児休業等を終了した日の翌日
 - 3歳未満の子を養育する被保険者が本申出書で申し出た子以外の子について適用されていた特例措置が終了した場合 特例措置終了年月日の翌日
- 申出者の押印については、署名(自筆)の場合は、省略できます。
- 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は、省略できます。
また、この申出を行う際に、特例措置の適用を受けようとする期間に勤務していた事業所を退職している場合、またはその事業所と現在勤務している事業所等が異なる場合には、事業主欄の記載は必要ありません。
- 本手続は電子申請による届出も可能であること。
なお、全国健康保険協会が管掌する健康保険および厚生年金保険においては、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本申出書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができる書類を本申出書と併せて電子データとして送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができること。
また、本手続について、被保険者本人が作成した、事業主を代理人とする旨(社会保険労務士が事業主の提出代行者である場合は、当該社会保険労務士を復代理人とする旨も含む。)の委任状を本申出書と併せて電子データとして送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができること。

【添付書類】

- 戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書(申出者と子の身分関係および子の生年月日を証明できるもの)
- 住民票(コピー不可)(申出者と子が同居していることを確認できるもの)
※提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。
※養育特例の要件に該当した日に同居が確認できるものをご提出ください。
(例) 育児休業終了の場合は、育児休業終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要になります。
※1に掲げる書類は、この申出に係る子について、以前、特例措置の適用を受けたことがある場合には、必要ありません。